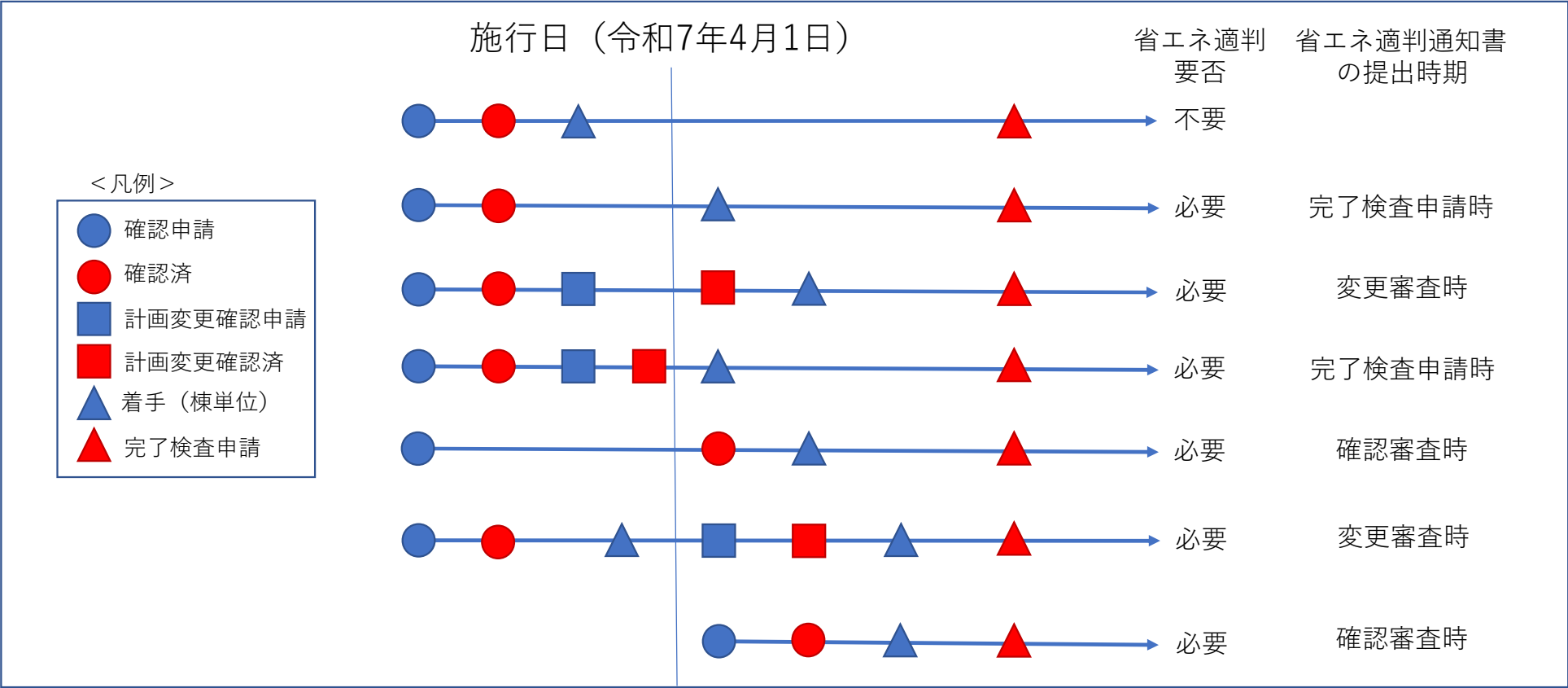


改正建築物省エネ法の施行日前後における規定の適用について

施工日前に省エネ適判が不要な場合の施工日前後での事例



- ・ 建築物（棟単位）の工事着手日が法施工日以降ならば原則省エネ適判が必要になる
- ・ 省エネ適判通知書と関連図書の提出は確認済の時期による
- ・ 適判が必要になる場合、完了検査での省エネ基準適合の確認が必要